

三春町生涯学習人材ガイド要綱

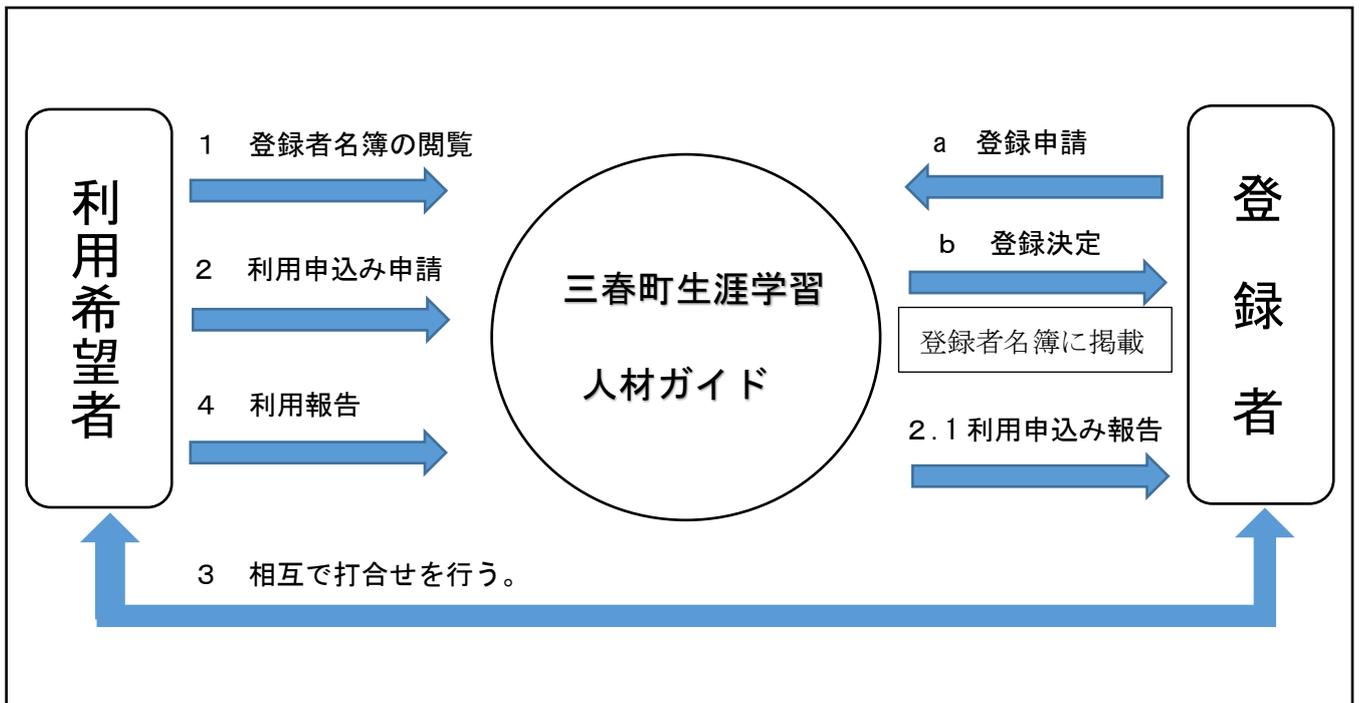
第1 目的

豊かな知識や経験、優れた技術等を有する、地域に眠る人材を発掘し、三春町生涯学習人材ガイド（以下「人材ガイド」という。）に登録していただき、その情報を町民に提供することによって学習活動の支援、地域活動の活性化を図ることを目的とする。

第2 事業の内容

- 1 人材の登録、変更及び取消しに関すること。
- 2 人材の活用支援及び情報提供に関すること。
- 3 その他人材ガイドの目的の達成に必要なこと。

（参考）登録申請・利用の流れ



第3 登録者について

1 登録要件

人材ガイドに登録できる方は、次に掲げる要件をすべて満たす個人又は団体とする。

- (1) 人材ガイドの目的を理解し、賛同する方。
- (2) 知識や経験、優れた技能等を有する方又は生涯学習の推進に積極的に協力できる方。
- (3) 特定の政治・宗教活動、暴力団および暴力団員の利益となる活動を目的としない方。

2 登録手続き

人材ガイドに登録を希望する方は、三春交流館「まほら」又は各地区交流館（以下「交流館等」という。）へ三春町生涯学習人材ガイド登録（変更）申請書（別紙様式1。以下「登録（変更）申請書」という。）を提出するものとする。三春町教育委員会は、登録（変更）申請書の内容を確認し、登録することが適当と認めたときは、登録者として認定する。

①生涯学習人材ガイド登録申請提出先一覧

施設名	電話番号
三春交流館「まほら」	62-3837
沢石会館	62-8472
要田交流館大平荘	62-6472
御木沢地区公民館	62-8471
岩江センター	942-0092
中妻地区公民館	62-1181
中郷地区交流館	62-6125

3 登録事項の変更

登録者は、登録事項に変更が生じたときは、速やかに交流館等に登録（変更）申請書（別紙様式1）を提出しなければならない。三春町教育委員会は、登録（変更）申請書が提出された際は、速やかに登録者名簿を変更しなければならない。

4 登録の取消し

(1) 教育委員会は、登録者が次の各号のいずれかに該当するときは登録を取り消すものとする。

ア 登録者から三春町生涯学習人材ガイド登録取消届（別紙様式2）により届出があったとき。

イ 登録者が、人材ガイドを活用して特定の政治・宗教活動等を行ったとき。

ウ 登録者が、社会的信用を失墜するような行為をしたとき。

エ 教育委員会が不適格と認めたとき。

(2) 教育委員会は、前項の規定により登録を取消したとき、速やかに登録者名簿を変更し該当者へ通知をしなければならない。

5 登録の有効期限 登録の有効期間は設けない。

第4 情報の取り扱いについて

1 登録者名簿の公開

人材ガイドに登録された方（以下「登録者」という。）に係る事項のうち、次に掲げるものについては、登録者名簿として公開するものとする。

- (1) 活動内容
- (2) 団体名（団体での登録の場合）
- (3) 氏名（団体での登録の場合は代表者名）
- (4) 活動可能日時
- (5) 活動可能範囲
- (6) 講師料等
- (7) その他必要な事項

2 登録情報の非公開

登録事項のうち次に掲げるものについては非公開とする。

但し、登録者から許可を得た場合は利用者に連絡先を提供する。

- (1) 住所
- (2) 電話番号・メールアドレス
- (3) 年齢

3 公開先について

登録者名簿は、各学校、地区交流館等に配布をする外、ホームページにも掲載する。

第5 利用者について

1 利用要件及び内容

三春町内に住所又は活動拠点を置く個人及び団体並びに公共機関（以下「学習者」という。）とする。

- (1) 学習者は、登録者が許可した場合に連絡先の提供並びに学習活動等への支援を受けることができる。
- (2) 学習者は、登録（変更）申請書に記載された情報により、三春町生涯学習人材ガイド利用申請書（別紙様式3）を提出するものとする。
- (3) 学習者は、実施に伴い登録者と打合せを行うこととする。
- (4) 学習者は、活動終了後速やかに三春町生涯学習人材ガイド利用報告書（別紙様式4）を交流館等へ提出するものとする。

2 費用負担

登録者を活用した学習者は、講師料を必要とする登録者に対して講師料及びその他交通費、材料費、資料代等（以下「謝金等」という。）を支払うものとする。

- (1) 謝金等の額は、相互の協議によって定める。

(参考) 三春町統一単価表による報償費（講師謝礼金） 1時間あたりの単価

経常的 1時間 2,500 円＋必要旅費

臨時的 1時間 3,000 円＋必要旅費

3 傷害保険

登録者に依頼し事業を行う場合は、相互の協議により傷害保険等に参加するものとする。

第6 その他事項

1 各種様式

様式は紙媒体の他、ホームページでダウンロード可能とする。また、必要事項が記載されていれば任意の様式でも可能とする。

2 保証

人材ガイド登録により三春町教育委員会が団体や個人の活動を保証するものではない。

附則

- 1 この要綱は、令和元年10月1日から施行する。